

自己資本の充実の状況 (自己資本比率規制の第3の柱)

自己資本の構成に関する開示事項	18
定性的な開示事項	18
自己資本調達手段の概要	18
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
オペレーショナル・リスクに関する項目	20
信用リスク管理の方針及び手続の概要	21
信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要	24
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	24
証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	25
出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	25
金利リスクに関する事項	26
定量的な開示事項	20
自己資本の充実度に関する事項	20
信用リスクに関する事項	21
信用リスク削減手法に関する事項	24
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	24
証券化エクスポージャーに関する事項	25
出資等エクスポージャーに関する事項	25
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	26
金利リスクに関する事項	26
その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	27



自己資本の充実の状況

新自己資本比率規制 (バーゼルⅢ) による開示について

バーゼルⅢとは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した国際的に業務を展開する銀行の健全性を維持するための新たな自己資本比率規制のことです。国内基準行についてもバーゼルⅢを踏まえ、平成26年3月期より、自己資本の質の向上等の見直しが図られた新たな自己資本比率規制が適用されました。

この、新自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づいて、当金庫の自己資本の構成等自己資本の充実の状況について情報開示いたします。

(1) 自己資本の構成に関する事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている出資金のほか、当金庫が利益より積み立てている利益剰余金等で構成されています。なお、連結対象に含まれる子会社は「そらちしんきんビジネスサービス株式会社」1社です。

■単体自己資本比率表

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,318	20,816
うち、出資金及び資本剰余金の額	800	793
うち、利益剰余金の額	19,553	20,054
うち、外部流出予定額(△)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	221	236
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	221	236
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	20,539	21,052
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	46	32
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	32
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	61	55
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

項目	令和元年度	令和2年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	107	88
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	20,432	20,963
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	112,797	120,048
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,327	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,327	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,274	6,293
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	119,071	126,341
単体自己資本比率		
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.15%	16.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■連結自己資本比率表

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,332	20,830
うち、出資金及び資本剰余金の額	800	793
うち、利益剰余金の額	19,566	20,069
うち、外部流出予定額(△)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	221	236
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	221	236
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,553	21,066
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計	46	32
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	32
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	61	55
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	107	88

項目	令和元年度	令和2年度
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) / (ハ)	20,445	20,978
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	112,787	120,038
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,327	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,327	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,274	6,293
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	119,061	126,331
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	17.17%	16.60%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%の4倍以上と大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散されております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	単 体				連 結			
	リスク・アセット		所要自己資本額		リスク・アセット		所要自己資本額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	112,797	120,048	4,511	4,801	112,787	120,038	4,511	4,801
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	111,025	114,699	4,441	4,587	111,015	114,689	4,440	4,587
ソ プ リ ン 向 け	479	339	19	13	479	339	19	13
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,737	15,530	429	621	10,737	15,530	429	621
法人等向け	19,459	21,017	778	840	19,459	21,017	778	840
中小企業等及び個人向け	32,319	31,824	1,292	1,272	32,319	31,824	1,292	1,272
抵当権付住宅ローン	539	585	21	23	539	585	21	23
不動産取得等事業向け	25,872	24,182	1,034	967	25,872	24,182	1,034	967
3ヵ月以上延滞等	208	161	8	6	208	161	8	6
信用保証協会等による保証付	1,254	1,208	50	48	1,254	1,208	50	48
出 資 等	1,568	2,194	62	87	1,558	2,184	62	87
出資等のエクスポージャー	1,568	2,194	62	87	1,558	2,184	62	87
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	18,585	17,655	743	706	18,585	17,655	743	706
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,426	10,418	457	416	11,426	10,418	457	416
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,666	1,666	66	66	1,666	1,666	66	66
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	701	784	28	31	701	784	28	31
上記以外のエクスポージャー	4,790	4,786	191	191	4,790	4,786	191	191
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,083	6,763	163	270	4,083	6,763	163	270
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式	4,083	6,763	163	270	4,083	6,763	163	270
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
④他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,327	△ 1,425	△ 93	△ 57	△ 2,327	△ 1,425	△ 93	△ 57
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	7	-	0	-	7	-	0
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	16	3	0	0	16	3	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,274	6,293	250	251	6,274	6,293	250	251
ハ. 総 所 要 自 己 資 本 額 (イ + ロ)	119,071	126,341	4,762	5,053	119,061	126,331	4,762	5,053

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、農業信用基金協会、及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)} = \frac{\text{総利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち総利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%

●オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスク等と定義し、当金庫では、「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

具体的には、システムリスク、事務リスク、リーガルリスク(法務リスク)、レピュテーション・リスク(風評リスク)、その他リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する「各リスク管理要領」「各種事務取扱要領」等を定め、オペレーショナル・リスク統括部署および各リスク管理担当部署がリスクを把握し、管理しております。

また、これらリスクの状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

自己資本関係の用語解説

用語	解説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誤報中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を喪失する人的リスクなどが含まれる。

用語	解説
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つ。リスク・アセット=1年間の総利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)。
コア資本	損失吸収力の高い出資金や内部留保を中心としつつ、一般貸倒引当金等を加えたものを言う。なお、市場換価性が低い無形固定資産や前払年金費用、また、繰延税金資産等はコア資本から控除される。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資業務規程」「融資審査基準」「リスク管理規程」および「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスク管理の評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、ストレステストによる信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、一連の信用リスク管理の状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議等といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定事務取扱要領」および「償却・引当金規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

(単体)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		3か月以上延滞 エクスポージャー	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
		国 内	311,247	365,505	133,422	147,037	97,328	100,235	393
国 外	1,403	2,807	-	-	1,403	2,807	-	-	
地 域 別 合 計	312,651	368,312	133,422	147,037	98,732	103,043	393	236	
製 造 業	5,902	6,841	2,497	3,136	3,404	3,704	10	-	
農 業、林 業	916	1,146	916	1,146	-	-	-	-	
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	252	240	252	240	-	-	1	1	
建 設 業	13,147	18,976	12,057	17,695	1,090	1,280	16	6	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,044	4,320	139	215	3,905	4,105	-	-	
情 報 通 信 業	780	830	479	530	300	300	-	-	
運 輸 業、郵 便 業	4,321	6,238	2,815	3,932	1,505	2,305	0	0	
卸 売 業、小 売 業	8,863	11,812	8,403	11,252	460	560	59	54	
金 融 業、保 険 業	62,623	86,135	2,705	2,655	9,061	11,962	0	0	
不 動 産 業	33,599	35,008	32,925	34,038	674	970	56	47	
物 品 賃 貸 業	1,592	1,649	1,542	1,599	50	50	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	566	615	516	615	50	-	2	0	
宿 泊 業	403	591	403	591	-	-	-	-	
飲 食 業	1,385	2,112	1,385	2,112	-	-	84	6	
生活関連サービス業、娯楽業	556	584	556	584	-	-	-	-	
教 育・学 習 支 援 業	113	148	113	148	-	-	-	-	
医 療・福 祉	5,495	6,621	5,495	6,621	-	-	7	0	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	4,773	6,107	4,438	5,782	335	325	80	56	
国・地方公共団体等	120,686	113,308	25,391	24,132	77,893	77,477	-	-	
個 人	30,385	30,006	30,385	30,006	-	-	72	64	
そ の 他	12,238	35,015	-	-	-	-	-	-	
業 種 別 合 計	312,651	368,312	133,422	147,037	98,732	103,043	393	236	
1 年 以 下	35,052	37,394	12,748	12,258	7,453	8,066	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	46,370	72,925	7,999	8,261	21,370	26,663	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	37,066	41,845	13,087	13,699	23,978	28,146	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	35,261	20,870	12,971	10,286	20,789	7,084	-	-	
7 年 超 10 年 以 下	37,135	29,819	18,218	13,129	7,416	8,490	-	-	
10 年 超	83,853	112,220	61,829	83,629	17,723	24,591	-	-	
期間の定めのないもの	37,912	53,235	6,566	5,772	-	-	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	312,651	368,312	133,422	147,037	98,732	103,043	-	-	



自己資本の充実の状況

(連結)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		3か月以上延滞 エクスポージャー	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国	内	311,237	365,495	133,422	147,037	97,328	100,235	393	236
国	外	1,403	2,807	—	—	1,403	2,807	—	—
地 域 別 合 計		312,641	368,303	133,422	147,037	98,732	103,043	393	236
製 造 業		5,902	6,841	2,497	3,136	3,404	3,704	10	—
農 業、林 業		916	1,146	916	1,146	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		252	240	252	240	—	—	1	1
建 設 業		13,147	18,976	12,057	17,695	1,090	1,280	16	6
電気・ガス・熱供給・水道業		4,044	4,320	139	215	3,905	4,105	—	—
情 報 通 信 業		780	830	479	530	300	300	—	—
運 輸 業、郵 便 業		4,321	6,238	2,815	3,932	1,505	2,305	0	0
卸 売 業、小 売 業		8,863	11,812	8,403	11,252	460	560	59	54
金 融 業、保 険 業		62,623	86,135	2,705	2,655	9,061	11,962	0	0
不 動 産 業		33,599	35,008	32,925	34,038	674	970	56	47
物 品 賃 貸 業		1,592	1,649	1,542	1,599	50	50	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		566	615	516	615	50	—	2	0
宿 泊 業		403	591	403	591	—	—	—	—
飲 食 業		1,385	2,112	1,385	2,112	—	—	84	6
生活関連サービス業、娯楽業		556	584	556	584	—	—	—	—
教 育・学 習 支 援 業		113	148	113	148	—	—	—	—
医 療・福 祉		5,495	6,621	5,495	6,621	—	—	7	0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		4,773	6,107	4,438	5,782	335	325	80	56
国・地方公共団体等		120,686	113,308	25,391	24,132	77,893	77,477	—	—
個 人		30,385	30,006	30,385	30,006	—	—	72	64
そ の 他		12,228	35,005	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		312,641	368,303	133,422	147,037	98,732	103,043	393	236
1 年 以 下		35,052	37,394	12,748	12,258	7,453	8,066	—	—
1 年 超 3 年 以 下		46,370	72,925	7,999	8,261	21,370	26,663	—	—
3 年 超 5 年 以 下		37,066	41,845	13,087	13,699	23,978	28,146	—	—
5 年 超 7 年 以 下		35,261	20,870	12,971	10,286	20,789	7,084	—	—
7 年 超 10 年 以 下		37,135	29,819	18,218	13,129	7,416	8,490	—	—
10 年 超		83,853	112,220	61,829	83,629	17,723	24,591	—	—
期 間 の 定 め の な い も の		37,902	53,226	6,566	5,772	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		312,641	368,303	133,422	147,037	98,732	103,043	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことであり、なお、「3か月以上延滞エクスポージャー」の金額は元本のみを表示し、未収利息は算入していません。
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※「貸倒引当金の内訳」につきましては、9ページをご覧ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用		その他		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	63	45	45	46	0	—	62	45	45	46	5	—
農 業、林 業	—	—	—	37	—	—	—	—	—	37	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	—	—	—	0	—	0	—	—	—
建 設 業	36	4	4	3	—	1	34	3	4	3	19	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	62	—	—	—	—	—	62	—	—
運 輸 業、郵 便 業	0	0	0	—	—	—	0	—	0	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	183	167	167	153	—	2	186	165	167	153	—	—
金 融 業、保 険 業	0	0	0	—	—	—	0	—	0	—	—	—
不 動 産 業	262	224	224	143	0	—	261	224	224	143	8	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	5	4	4	3	—	—	5	4	4	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	2	1	1	—	—	—	2	—	1	—	—	—
その他のサービス業	56	50	50	28	—	10	56	39	50	28	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	11	15	15	13	—	—	11	14	15	13	—	—
合 計	622	514	514	494	1	14	621	499	514	494	32	—

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター社 (R&I)

■リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額(単体)				エクスポージャーの額(連結)			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	107,403	—	140,955	—	107,403	—	140,955
10%	—	31,432	—	30,871	—	31,432	—	30,871
20%	4,408	56,211	5,909	79,646	4,408	56,211	5,909	79,646
35%	—	1,573	—	1,705	—	1,573	—	1,705
50%	13,720	259	15,138	343	13,720	259	15,138	343
75%	—	41,720	—	40,508	—	41,720	—	40,508
100%	300	51,818	400	50,376	300	51,808	400	50,366
150%	—	96	—	79	—	96	—	79
250%	—	4,249	—	4,481	—	4,249	21,448	4,481
合 計	18,429	294,766	21,448	348,967	18,429	294,756	—	348,957

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をするとともに、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をいただくなど適切な取扱に努めております。

当金庫が取扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金等が該当します。当金庫が扱う主な保証には、政府保証と同様な地方公共団体保証付の他、適格格付機関から高格付を付与されたしきん保証基金保証付等があります。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,172	1,026	7,195	8,432	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	70	932	—	—	—	—
② 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	136	101	399	373	—	—	—	—
④ 中小企業等及び個人向け	802	689	6,308	6,725	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	234	235	350	362	—	—	—	—
⑦ 3か月以上延滞等	0	—	0	—	—	—	—	—
⑧ その他	0	0	66	38	—	—	—	—

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便法を用いています。
※ 連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

信用リスク関係の用語解説

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
ALM	ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。また、信用リスクの対応として、取引相手を限定し、適切なリスク管理を行っております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配はありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切に管理されております。

また、同時決済取引については、長期決済期間取引は該当ありません。

- 派生商品取引の額
- 担保の種類別の額
- 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額
- 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
単体、連結ともに該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

当金庫は、証券化取引において、オリジネーターとしてではなく、専ら投資家として参入しています。

当該投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価、及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM会議または常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」や「余資運用方針」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な会計処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、23ページに記載した格付機関と同様です。

●オリジネーターの場合

単体、連結ともに該当ありません。

●投資家の場合

単体、連結ともに該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関する

リスク管理の方針および手順の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM会議または常務会に諮り投資継続の是非を協議するなどの適切なリスク管理態勢としております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」や「余資運用方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単体)

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,676	1,676	2,669	2,669
非上場株式等	1,538	—	1,537	—

(連結)

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,676	1,676	2,669	2,669
非上場株式等	1,528	—	1,527	—

※非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を表示しておりません。



自己資本の充実の状況

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和元年度	令和2年度
売	却	益	106	89
売	却	損	164	64
償		却	-	-

※損益計算書における損益の額を記載しております。

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

			令和元年度	令和2年度
評	価	損 益	△ 24	343

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単体、連結ともに該当ありません。

市場リスク関係の用語解説（※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの）

用語	解説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
与信相当額	再構築コスト+アドオン。
派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を目指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等があげられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
オリジネーター	原資産の所有者。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,964	15,804
マंडレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(9) 金利リスクに関する事項

●銀行勘定の金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来収益に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的に評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改を想定した期間損益シミュレーションによる損益への影響度等を、リスク管理委員会やALM会議または常務会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

また、金利・株価・為替の変動要因の影響を受けて、当該資産・負債が被る最大損失額を統計的手法(VaR)により算定しており、VaR計測システムの妥当性を検証するために、その後の市場変動による実際の損失額をVaR計測値と比較するバックテストも行っております。

なお、リスク管理態勢として、金庫全体のリスク許容度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理を行っております。

金利リスク算定の基準は、以下の2つの定義に基づいて算定しております。

■金利リスク (IRRBB) の算定基準の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期:2.360年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期:10年
- ・流動性預金への満期の割り当て方法およびその前提

預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金の残高および滞留期間は内部モデルを用いて推計しています。内部モデルは、預金者の人格別(個人・一般法人・公金等)に残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴に合わせた推計式を用いて将来残高を算出し満期を割り当てています。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場に対する当金庫の預金金利の追従率を考慮しております。

・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、異通貨の集計にあたっては通貨間の相関を考慮し、通貨毎のΔEVEを集計しています。

・スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。

・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金は過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合はΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

・前事業年度末からの変動に関する説明

令和2年度のΔEVEは、債券のデュレーションを長期化させた影響などにより、令和元年度対比では331百万円増加しております。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫のΔEVEは自己資本額の20%を超えておりますが、十分な自己資本額を確保しており、金利リスク顕在時においても国内基準の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	6,806	7,137	396	339
2	下方パラレルシフト	△ 6,008	△ 7,117	1	11
3	ス テ ィ ー プ 化	4,262	4,223		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	6,806	7,137	396	339
8	自 己 資 本 の 額	20,432	20,963	20,432	20,963

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

金利リスク関係の用語解説

用語	解説
IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Bookの略で、金利水準の不利な変動が銀行勘定のポジションに影響を与えることによる、銀行の資本および損益に対する現在ないし将来生じる恐れのあるリスクをいう。
ΔEVE	IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。
ΔNII	IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。

■VaR (バリュー・アット・リスク) による算定基準の概要

- ・計 測 手 法 分散共分散法
- ・計 測 対 象 「資金運用勘定」
- ・算 定 方 法 保有期間120日、観測期間3年間、信頼区間99%
- ・リスクの計測頻度 月次(前月末基準)
- ・バックテストニング 6ヵ月後

■VaRによる銀行勘定の市場リスク

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
金 利 リ ス ク	2,772	3,257
為 替 リ ス ク	37	75
価 格 変 動 リ ス ク 等	1,668	2,191
市 場 リ ス ク	2,817	3,487

(注)市場リスクは、リスク量の二重計上を排除するために、金利・為替・価格変動リスク等の相関関係を考慮しておりますので、各リスクの合計額と一致しておりません。
※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません